

美作監査第23号

令和8年5月15日

美作市長	萩原誠司殿
美作市議会議長	安藤功殿
美作市教育委員会教育長	福田昌弘殿
美作市選挙管理委員会委員長	平田邦義殿
美作市農業委員会会長	中西正殿

美作市監査委員	尾崎功三
美作市監査委員	角南良雄

令和7年度定期監査（第2次）結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により報告するとともに、同条第10項の規定により意見を提出します

令和7年度
定期監査結果報告書
(第2次)

美作市監査委員

目 次

定期監査結果報告

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象及び実施日程（実施場所）	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の結果	2

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、美作市監査基準（令和2年美作市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項）

第3 監査の対象及び実施日程（実施場所）

【実地監査】

令和8年1月19日から1月23日までの間、次のとおり実施した。

監査実施日	監 査 対 象	実 施 場 所
1月19日(月)	市 民 保 険 課	市 役 所 本 庁 舎
	環 境 対 策 課	//
	税 務 課	//
	社 会 教 育 課	//
	監 査 事 務 局	//
1月20日(火)	農 村 整 備 課	市 役 所 本 庁 舎
	森 林 政 策 課	//
	商 工 政 策 課	//
	観 光 文 化 課	//
	会 計 課	//
1月22日(木)	総 務 課	市 役 所 本 庁 舎
	財 政 課	//
	情 報 政 策 課	//
	子 ども 政 策 課	//
	健 康 政 策 課	//
1月23日(金)	消防本部（消防総務課・予防課）	消 防 署
	作東総合支所（教育分室含む）	作 東 総 合 支 所
	大原総合支所（教育分室含む）	大 原 総 合 支 所
	東粟倉総合支所（教育分室含む）	東 粟 倉 総 合 支 所

【机上監査（書面）】

なお、実地監査の対象以外の以下の部署等については、書面による監査を行った。

総務部（秘書課、契約管財課、危機管理室）、政策推進部（総合政策課）、市民生活部（市民課）、保健福祉部（福祉政策課、大原病院、作東診療所、作東老人保健施設）、農林政策部（農業政策課・農業委員会）、議会事務局、教育委員会（教育総務課、学校教育課・スポーツ振興課）、都市整備部（都市住宅課・建設課・上下水道課）総合支所（勝田・同教育分室、英田・同教育分室）

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性に注目し監査した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象について、各所管に対して提出を求めた関係資料及び帳簿等を基に実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、質問、観察、閲覧等の手法により監査を行った。また、物品の管理については、実査、帳簿突合を行った。なお、実地監査の対象以外の部署等については、書面による監査を行った。

第6 監査の結果

事務事業の執行及び歳入歳出の執行については、監査した限りにおいておおむね適正な事務処理がなされていた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な注意事項についてはその都度指摘し、改善及び検討を行うよう口頭で指導した。

* 改善や検討を要する点

- ① 随意契約事務においては、令和4年7月総務部発行の「随意契約ガイドライン」にそって行われていると考えるが、改めて「随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であること」を十分認識されたい。

また、単独随契を行う場合はその根拠及び正当性を慎重に確認されたい。

- ② 未収金の徴収については各課努力をしているが、可能な範囲で情報共有する等、市全体として対策を考え取り組むことが必要と考える。

